

Title	B. P. Adarkar. The Theory of Monetary Policy.1935.
Sub Title	
Author	山本, 登
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.6 (1936. 6) ,p.945(163)- 950(168)
JaLC DOI	10.14991/001.19360601-0163
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360601-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以上の濟口證文を見ると、相互に誤解があつたやうに見えるが、以前の諸文書から順次に見て來ると、領主の用人達と村役人との間に何等かのからくりがあつたことは否定出来ないやうである。又農民側が何故にかく強く檢見を拒否したか、その理由も單に從來しなかつたからと云ふだけでは十分でない。あるひはこれ等不正の用人や村役人の手に依つて不當の檢見の行はれることを恐れたのかも知れない。それにも拘らず最後に於いてそれ等の村役人を排斥することにさへ成功してゐない。これは徳川時代の裁判の特徴である遷延に依つて和解に到達せしむる策が成功したのであらう。農民達は二年餘りの長年月に亘る諸費用に耐へられなかつたのであらう。彼等は決して心から満足してこの解決策に服したものではない。

以上の資料は大體に於いて悉く農民側の資料と云つてよい。従つて常に彼等の方が合理的に書かれてゐるかも知れない。しかし以上の資料を閲して感ずることは、農民側の態度が終始一貫して整然とし、かつ忍ぶべき點は何處までも忍んで合法的行動に訴へんとしてゐる點で、愚昧なる百姓必ずしも愚昧ならずと思はせる。之に反して支配者側の態度は醜體である。上述の解決は結局農民側の敗北であつたと云へる。しかしこの農民の支配者に對する不満、殊に天下の奉行所も何等頼みとするに足らぬことを知つた時、農民の將來への期待が如何なる方面に向ふかは、必ずしも知者を待つて始めて知り得ることでもなからう。

(昭和十一年五月二十二日稿)

B. P. Adarkar, The Theory of Monetary Policy. 1935.

山 本 登

景氣の循環的變動の經過に於て周期的に生ずる不況期を豫測、阻止乃至は緩和する目的で、慎重に行はれる貨幣政策は効果的であると考へられる。就中、物價の統制及生産過程、就業狀態の統制に向つての銀行利率機構の援用は最も普遍的であり、近代貨幣理論に於ける中心題目であると同時に又議論の多く岐れる所である。即ち貨幣政策の究極の目的に關して相違が存するのみならず、その方法或は貨幣的事象と産業的發展の相互作用に關する事實及數字の解釋に關しても根本的な見解の相違がある。本書の主たる目的は銀行政策、利率と物價の關係及貨幣的統制の究極目的に關する若干の主張の檢討と其の系統化に在る(序、七頁)。而して先づ實際の銀行政策の中心命題を爲す利率と物價の關係に就ての考察より進められる。著者に依れば此問題の取扱に於て最初に遭遇すべき難點は著者の所謂、金利・物價關係(Interest-price relation)を指示する爲に用ひられる名辭及概念の多様性と混亂である。即ち現在に於て吾人はブイッシャーの實質利率、カッセルの眞實・適正・正常或は均衡利率、ウイクゼルの自然或は正常利率、ケインズの自然利率、ハイエクの均衡利率、更にスラッファの商品或は自然利率等々の多種多様な名辭に迷はされる。或程度迄、此の混亂は單に名辭上のみと云ひ得るが、而しそれはより以上に研究方法、根本的假定及論理の相違に基くと解される。されば著者は前述諸論者の概念に就て夫々章を分つて其の適正な意義及

物價理論への其の關聯を解明、検討せんと試みる。蓋し「是等諸概念の確實性及妥當性を検討して後始めて金利・物價關係の一理論を形成し、且つ貨幣問題の解決に含まれる諸要因を正確に評價し得るが故である」(四頁)。
金利と物價が相互に作用する事は現在周知の事實である。即ち利率機構は管理の目的で熟慮的に運用される限り物價水準に能動的、積極的影響を與へるのみならず、逆にそれ自身自動的に、そして斯かる權威的管理の無い場合には受動的に物價變動により影響を受ける。著者は前の場合を金利・物價關係の能動的的局面と呼び、後を其の受動的的局面と名付ける。銀行制度の未發達な時代は云ふ迄もなく、現在に於てさへも、金利に對する物價の受動的影響は甚だ有力であると考へられる。而かも發達せる銀行制度が銀行利率運用の手段により一般市場利率を操縦し更に物價に影響を與へ得ると云ふ事も今日實際に用ひられる原理である。貨幣政策的意義より見るならば問題となるのは當然此の能動的局面たるべきである。

茲に於て著者は前述の貨幣論者により提示された概念的利率をば、銀行制度が其の實際上の利率を一致せしめんとする理想的利率として、或は銀行制度が其の貨幣的及産業的情勢の統制に用ひる規範として取扱ひ、其の各々の妥當性を詳細に吟味する。之等の中、著者が最も妥當なものとして自ら依據するのはケインズの見解である。所では是等種々の概念的利率の考察により、それ等は(一)貨幣は其の價值に於て比較的に安定的たるべき、(二)貨幣は物價の形成に對して中立的たるべき、(三)貨幣は商品の特殊の集團の名辭に於ける其價值に於て安定的たるべき、等の如き夫々の理想が達成せらるべき爲めに、市場利率政策に對する一の規範を見出さんとする努力の結果である事を知る。併し乍ら、最も普遍的な理想は寧ろ一般的物價水準の安定化に對する一般の要求である様に思はれる。それはより精鍊された言葉では一般的物價水準の相對的安定性となる。斯かる一般的物價水準の原理の理論的價值

は既にケインズに依つて其の「貨幣論」中に於て否定された。而かも尙吾人は此の原理を固執し之によつて就業の安定或は消費の安定を獲得し得ると信ずる人々を見出す。彼等は實に貨幣の價值に不當に偏執する余り、産業的均衡の維持にとり必要不可欠な生産費と物價の均衡、即ち貯蓄率と投資率の均衡の重要性を看過したと云へる。著者によれば十九世紀及二十世紀初期に於ける貨幣的論議に於て貨幣價值に關する考察が支配的であつた理由は、經濟學者が當時主として消費の問題に専心してゐた事實に歸される。然るに其後の客觀的情勢の進展に伴ひ、就中今日の世界生産力の急激な發展及生産費と物價の急激な下落と共に、經濟學者の關心は消費の問題より生産の問題へと移行するに至り、斯くて貨幣購買力の安定それ自身を目的として見做さずに、生産及就業の安定に從屬するものを見る。蓋し産業的不安定による過誤が最も恐るべきものなるが故である。經濟學者の心的態度に於ける此變化は、著者によつて健全なるものとして評價せられ、貨幣理論の今後の發展は此の新しい線に沿ふべきである。(五五頁)
斯くて生産費と物價の均衡の概念に歸せられる新重要性の見地よりして全理論の再修正が要請される。即ち貨幣的權威は産業的變動及其結果生ずる經濟組織上の變化を回避する様に貨幣を管理し得るのであり、此の目的達成の爲めに生産費と物價の均衡の手段は最も重要なのである。茲に於て著者はケインズに從つて産業的均衡の主要條件を(一)利潤が零であり、(二)生産費と物價、(三)投資率と貯蓄率と規定し、ケインズの基本方程式を以て單に貨幣の靜態理論に屬するのみならず、動的均衡の意味に於ける貨幣の動態的分析に適すると爲す。斯かる解釋に於て、自然利率の職能は生産費と物價の均衡及投資率と貯蓄率の均衡を維持する事であり、斯くて「貨幣的統制は、物價は其の上昇或は下降傾向に於て生産費に遅れるを許さるべきでなく、常に生産費形成に一致する様に熟慮的に修正されねばならない事を意味する」と見る(五七頁)。即ち此處に貨幣政策の目標は置かれるのである。

其處で今や自然利率或は理想的利率の何たるかが決定されねばならない。蓋し此問題を正しい貨幣政策の議論に於て中心を爲すが故である。著者によれば「自然利率とは現時の社會的貯蓄と現時の社會的投資（再投資及新投資を含む）を等しからしめる、換言すれば、充用し得る貸付資金への需給の勢力の自由活動によつて到達せられた利率即ち自動的な市場利率とは無關係に、貯蓄率と投資率を等しからしめる所の貨幣的利率である。……そして自然利率は均衡の維持が必要な場合には、銀行制度がそれに必ず従はねばならない所の市場利率の理想的地位に過ぎない（一〇三頁）。斯くてそれは非常に抽象的なものであるが、而し概念的利率として其の理論的價值は大である。市場利率が自然利率と同一水準に保たれるなら吾人は明確に貯蓄率と投資率であり、そして生産費と物價の相違に基く短期變動の問題は解決されると期待すべきである。之に對し市場利率は、市場に行はれる種々の短期及長期利率の加重平均である。其の加重の程度は利率が屬する各々の資金の貯藏量に關聯して確定される。そして新しい社會的貯蓄により指示された水準に新投資の總量を維持する事が市場利率の職能である。斯くして、社會的貯蓄の非彈力的過程と社會的投資の彈力的過程が全く均等に保たれる所の市場利率の地位が理想的であり、それを吾人は自然利率と呼ぶのである。」

所で景氣變動の考察に就ては社會的貯蓄により示された最良狀態を超過し或は不足する資本生産の事實それ自身が主要な事象である。蓋し之が生産勢力の産業的活動に變動を生ぜしめるからである。併し一般に投資率と貯蓄率の繼續的な移動的均衡は生産費と物價均衡を獲得し、從つて産業的安定を得るであらう。そして此の見方が景氣變動の正しい救済策である。以上述べた所は銀行制度の努力が貯蓄率と投資率及生産費と物價の恒常的、移動的均衡の維持にあると考へられる動的狀態に關聯する。然るに現存の均衡狀態の下に於て、それを引續き維持する爲めに

必要な貨幣的統制の種類及限度は經濟生活の實際的な各局面の不均衡狀態の下に於て要求されるものと同一ではない。從つて單に移動的均衡の理論にのみ充當する所の自然利率の概念は不均衡經濟の理論に迄擴大され得ない。從つて自然利率は可成りに安定的な利率であり、貯蓄と投資及生産費と物價の間の均衡が得られた時に出現する。そして靜的狀態にも又動的な現世界にも屬せずして、貨幣的動態の範圍内に於ける移動的均衡の理想的狀態に屬する概念なるが故に、それは實際の銀行政策に對し容易に充用し得る公式を提供しない（一〇九頁）。かるが故に銀行制度は事業及就業上の激烈な變動を完全には統制し得ないと考へられる。而かも其の反面に於て銀行制度の貨幣市場に於ける活動を全然輕視する譯には行かない。銀行利率及公開市場政策の二機構の運用其他の手段による或程度の活動は容認される。斯くて結局銀行制度は假令著しい不均衡の期間に於ては、自ら産業上及貨幣上の情勢に迅速な修正を齎し得ないにしても、産業的事象の形成に明かに勢力を及ぼし得るのである。從つて全般的に見て其効果の消極的なるにも拘らず、貨幣政策は今日世界各國に於て強行されてゐる。

最後に著者は産業的安定を顧慮しての貨幣の管理に關して次の如く結論する「自然或は理想的利率は異常時に對して何等の手段を與へ得ない。即ち異常時に對して均衡理論は技術として貢獻する所がない。然るに正常時に於ては均衡理論は産業的安定の爲めの貨幣の管理に對する投資率と貯蓄率理論及生産費・物價均衡に有力な手段を提供する」と（一二四頁）。斯くて著者の貨幣政策に對する態度は甚だ妥協的であり何等の特異性を見出し得ない。が、それは又現時の世界の金融情勢に即した見解とも云ひ得る。何人も不況打開の一手段としての貨幣政策の効果を全部的に肯定或は否定し得るものではない。唯だ現在の不況對策として貨幣政策が旺んに論ぜられる時に於て、著名貨幣論者の金利概念を詳細に分析し、其の實際貨幣政策への有用性を検討した點に於て本書の價值は認めらるべき

地方財政改善に關する內閣審議會中間報告

(內閣調查局編纂)

高木壽一

内閣審議會が組織されて其諮問第一號は「現下ノ國情特ニ國民經濟振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何」(昭和十年六月十七日附)であつた。此諮問に對して差當り地方財政改善に關して(十月二十二日附を以て)中間報告が内閣審議會から内閣に對して提出された。諮問の説明に於ても「……地方財政モ亦歲計收支ノ均衡ヲ失スルモノ頗ル多ク地方費ノ負擔次第ニ過重ナラントシ國家財政トノ關聯ニ於テモ慎重ナル考慮ヲ要スルモノアルニ至レリ」と云つて居る。

之に對する此中間報告に現はれたる結論とも目すべき部分には次の如く記して居る。

「……地方財政ノ現狀ヨリスルモ其ノ根本的改善ノ爲ニハ廣ク國民經濟ノ振興ヲ策シ行政施設ノ改革ヲ實行スルト共ニ、當面中央地方ヲ通ズル稅制ノ根本的改正ヲ斷行スルヲ最モ急務トスベキヲ以テ、向後一兩年内ニ之ヲ實施スルヲ切要ナリト認メザルヲ得ズ

然リト雖モ一面ニ於テ地方團體中其ノ財政窮乏ヲ告グルモノ少カラズ、又我國經濟ノ現況ガ地方農山漁村住民ノ疲弊特ニ甚シキモノアルヲ察スレバ、右ノ地方財政改善ノ根本方策樹立ヲ待ツヲ得ザルモノアリ。依テ經濟力貧弱